

所沢市告示 第 298 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、
次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

所沢市長 小野塚 勝俊

- 1 許可番号 令和 6 年 8 月 23 日
第 29R060230 号
- 2 検査済証番号 令和 7 年 6 月 5 日
第 36R07011 号
- 3 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
所沢市和ヶ原三丁目287番1、同番34乃至同番60

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

所沢市小手指町一丁目1番地4

株式会社住協

代表取締役 安永久人

所 沢 市 告 示 第 299 号

職権による住民票の消除について

下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項に基づき調査した結果、当該住所に不現住であることを確認し住民票を消除したので告示する。

令和7年6月6日

所 沢 市 長 小 野 塚 勝 俊

記

氏 名	住 所	職権消除年月日
-----	-----	---------

所沢市告示 第300号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条
第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年6月6日

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

- 1 撤去した日 令和7年6月5日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 9台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所
喜多町2番12号
電話04-2924-9419
月～土曜日(12/29～1/3を除く)
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
 - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
 - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第21条第2項の規定に基づき、撤去、保管した自転車について、以下のとおり告示する。
なお、利用者等が引き取らない保管自転車は、同条第3項の規定に基づき返還期日をもって処分する。

令和7年6月6日

所 沢 市 長 小野塚 勝 俊

1. 保管自転車台数6 台
2. 返還場所喜多町自転車駐車場内保管場所(所沢市喜多町2番12号)
3. 返還期限令和7年7月21日(告示期間終了後30日間)
4. 問い合わせ先所沢市市民部防犯交通安全課
電話 04-2998-9140

No.	管理番号	撤去日	撤去場所	色	車種	車体番号	備 考
1	663	4月25日	新所沢駅(東口)	黒	ス	KAHK02485	
2	663	4月25日	航空公園駅(西口)	黒	ス	KGOK00034 V1027-1	神奈川県警察川崎臨港 22-0162590
3	692	5月2日	東所沢駅	エンジ	折	G071007361	
4	2312	5月7日	北秋津418-5	黒	普	V240150026	
5	2314	5月13日	上山口1854-2	シルバー	軽	S4H02586	
6	1	5月19日	狭山ヶ丘駅(西口)	グレー	折	7F80398	

※ 例: 普→普通車、軽→軽快車(普通車ギア付き)、折→折りたたみ、電→電動自転車、ス→スポーツ、子→子供用
喜多町→喜多町自転車駐車場内保管場所、北野→北野自転車保管場所